

介護老人保健施設生きいき倶楽部のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 生きいき倶楽部
- ・開設年月日 平成10年8月17日
- ・所在地 茨城県結城市大字結城9143-1
- ・電話番号 0296-20-8666 ・ファックス番号 0296-20-8667
- ・開設者 理事長 太田秀樹
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0850780024号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

〔介護老人保健施設生きいき倶楽部の運営方針〕

「老人福祉処遇の確保と向上に努め、老人の自立を支援し、家庭への復帰を目指すことを目的とする」

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	0	7	0	医療業務
・看護職員	6	7	0	看護業務
・薬剤師	0	1	0	調剤・医薬品管理
・介護職員	23	2	2・(3)	介護業務
・支援相談員	2	0	0	相談指導業務
・理学療法士	2	0	0	リハビリ指導業務
・作業療法士	1	0	0	リハビリ指導業務
・言語聴覚士	1	0	0	リハビリ指導業務
・管理栄養士	1	0	0	栄養管理指導
・栄養士	1	0	0	栄養管理指導
・介護支援専門員	1	0	0	ケアプラン作成業務
・事務職員	8	1	0	受付・経理等事務処理
・その他	2	8	0	送迎・清掃業務

- (4) 入所定員等 ・定員 50名（短期入所療養介護含む）
・療養室 個室 2室、2人室 4室、4人室 10室

- (5) 通所定員 40名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 8時00分～ 9時00分
昼食 12時00分～13時00分
夕食 18時00分～19時00分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
入所後の投薬は、ジェネリック薬品（後発医薬品）を使用する場合があります。
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス（利用者または扶養者のご希望により、随時理美容サービスを実施します。）
*別途料金をいただきます。
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他
*これらのサービスのなかには、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名称 結城病院
 - ・住所 茨城県結城市結城9629-1
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 にこにこ歯科
 - ・住所 茨城県結城市結城9143-2

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 外出・外泊・・・・・・・・・・届け出により可。
- ・ 飲酒・・・・・・・・・・不可。
- ・ 喫煙・・・・・・・・・・不可。
- ・ 火気の手扱い・・・・・・・・・・不可。
- ・ 設備・備品の利用・・・・・・・・適宜利用可。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み・・・・可。
- ・ 金銭・貴重品の管理・・・・・・・・持ち込み不可。
- ・ 外泊時等の施設外での受診・・・・原則不可。
- ・ 宗教活動・・・・・・・・・・不可。
- ・ ペットの持ち込み・・・・・・・・不可。
- ・ 面会・・・・・・・・・・朝8時から夜8時までですが、時間外の面会の場合は、
ご相談下さい。

※当施設は、リハビリテーションを中心とした医療サービスを提供し、在宅復帰を目的としております。利用者の状態を把握していただくためにできる限り面会にお越しいただき、顔を見せていただくようご協力下さい。

※次の迷惑行為が行われた場合は、利用を中止することがあります。

- ①他の利用者や職員に暴力を振るった場合
- ②大声や暴言または、脅迫的な言動により他の利用者や職員に迷惑を及ぼした場合
- ③性的な嫌がらせや行為により他の利用者や職員に迷惑を及ぼした場合
- ④機器備品・建物の備品を故意に破損させた場合

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、避難滑り台
- ・ 防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、所定の場所に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、当施設以外に、お住まいの市町村及び茨城県国民健康保険団体連合等の窓口に相談・苦情を申し出ることが出来ます。

1) 結城市介護福祉課

電話 0296-34-0417

2) 茨城県国民健康保険団体連合会（介護保険苦情相談室）

電話 029-301-1565

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。